

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にとりこんでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に固定資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の税をすべて納付するものである。</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>本市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。</p> <p>②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。</p> <p>③価格に関する審査の申出</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。</p> <p>⑥納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。</p> <p>⑦納付額が課税額より多い場合は過誤納額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</p> <p>⑧納税者からの証明書交付申請に基づき、評価証明書・公課証明書・納税証明書の発行を行う。</p> <p>⑨納税者からの納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑩督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	固定資産税システム、家屋評価システム、地図情報システム、イメージファインディングシステム、eLTAX、国税連携システム、滞納支援システム、収納管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務室
②所属長の役職名	税務室課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	交野市総務部総務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 072-892-0121(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	交野市市民部税務室 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 072-892-0121(代)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を収集し、これをシステムへ登録させる場合は、その内容を複数人で確認する。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	所属長が、事務取扱者の適切な監督を行い、なおかつ、事務取扱者は全員が個人情報に係る研修を受講し、特定個人情報保護について、意識の高揚が図られている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	① 企画財務部 税務室	① 市民部 税務室	事後	
平成28年4月1日	〃	② 課長 藤原 功、課長 小山田 博子	② 課長 畠山 浩二、課長 坂元 智紀	事後	
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	交野市企画財務部税務室 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 072-892-0121	交野市民部税務室 〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 問い合わせ先電話番号 072-892-0121	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	② 課長 畠山 浩二、課長 坂元 智紀	② 課長 奥野 豊美、課長 坂元 智紀	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	② 課長 奥野 豊美、課長 坂元 智紀	②税務室課長	事後	
平成31年4月1日	「IV リスク対策」		「IV リスク対策」	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数及び2. 取り扱い数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年4月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	②地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和3年4月1日	I-4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年1月1日	3. 個人番号の利用	以下の部分を変更 番号法第9条第1項別表第一の16の項	以下の部分を変更 番号法第9条第1項別表第一の16の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	② 以下の部分を変更 番号法第19条第8号 同法別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	② 以下の部分を変更 番号法第19条第8号 同法別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年1月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務の②事務の概要	事務の概要の説明に、各条文を記載	各条文を削除	事後	
令和5年1月1日	3. 個人番号の利用の法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表24の項	事後	
令和5年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	番号法第19条第8号	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数及び2. 取り扱い数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年12月10日	「IV リスク対策」8. 人手を介在させる作業及び11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事後	